

青少年・治安対策本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（平成 29 年 1 月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	13	0	4	7	12	0	36

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（平成 29 年 1 月分）

▶ （都民の声）

今後、ひきこもり支援をしたいと考えており、家族会や当事者の集まりに興味を持って参加しているが、支援団体に属しておらず、活動の方向性が定まっていないので、情報がほしい。

（対応）

平成 29 年 2 月 8 日（水曜日）、ひきこもりの若者やその家族の支援者向けに、地域支援者向け講習会を開催します。ご興味がありましたら、是非ご参加ください。

また、都は、地域支援者向けハンドブックや家族向けリーフレットを作成しています。その中に、都内の支援団体・機関を掲載しています。

▶ （都民の声）

深夜の飲食店を営んでいる者だが、在留資格が「経営・管理」となっている外国人女性は雇用可能か。

（対応）

在留資格「経営・管理」は、企業の経営者・管理者に付与される資格であり、活動が特定されているため、深夜飲食店では働くことができません。不法就労に当たりますので、雇用しないでください。

▶ （都民の声）

防犯カメラの設置は撮影されたくない人まで撮影されてしまうため、プライバシーの侵害にあたるのではないか。

（対応）

青少年・治安対策本部では「地域における見守り活動支援事業」として防犯カメラの設置補助事業を実施しています。本事業の実施細目において、記録の閲覧については防犯カメラの設置目的に照らして適切と認められる場合に限ること、防犯カメラの映像の記録期間を 1 週間程度までとすることなどと定めており、プライバシーに配慮して事業を運営しております。

▶ **(都民の声)**

東京都自転車安全利用条例の第 30 条に規定されている、自転車通勤者の駐輪場所の確保又は駐輪場所を確保していることの確認については、会社までの自転車通勤者のみでなく、最寄駅までの自転車通勤者も対象か。

また、最寄駅までの通勤も対象の場合、県外の家から、都内の最寄駅まで通勤をしている社員も条例の対象ということになるか。

さらに、駐輪場所の確認をする場合、どのような方法で確認すれば良いか。

(対応)

第 30 条については、会社までの自転車通勤者のみでなく、最寄駅までの通勤者も義務の対象となります。そして、自宅が県外であっても、最寄駅など駐輪をする駅が都内であれば、条例上の確認対象となりますので、駐輪場所を確保するか、自転車通勤者が駐輪場所を利用しているか確認してください。

また、駐輪場所の確認方法ですが、契約書による確認や、使用している駐輪場所の名称・場所等を明記した申述書を、自転車通勤者に作成・押印してもらい、それを提出してもらうことで、確認ができます。